

大分市建設工事成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大分市が発注する建設工事成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めるとともに、厳正かつ的確な評定を実施することにより、請負者の適正な選定及び指導育成並びに建設産業の健全な発展を図ることを目的とする。

(評定の対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、一件の請負代金額が500万円を超える工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、評定の対象としない。

(1) 災害復旧等に係る工事であって、緊急又は短期間に完成する必要があるもの

(2) その他契約担当者（大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号。以下「規則」という。）第2条第2号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が適当でないと認める工事

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、規則第17条第5項に規定する検査員及び契約書の書式を定める件（昭和48年大分市告示第72号）に規定する建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第9条第1項に規定する監督員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。この場合において、当該工事の評定者となる検査員及び監督員が2名以上のときは、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績評定表（以下「評定表」という。）に記録しなければならない。

3 工事成績の評定は、工事成績採点表（以下「採点表」という。）により行わなければならない。

4 請負者（大分市建設工事検査要綱（平成14年大分市訓令第4号。以下「検査要綱」という。）第2条に規定する請負者をいう。以下同じ。）から、工事における高度技術、創意工夫、社会性等、施工及び管理についての実施状況を示す資料が提出された場合又は監督員の指示により工事の施工及び管理についての実施状況を示す資料が提出され、若しくは提示された場合は、これら进行评估の対象とすることができる。

5 評定表及び採点表は別に定める。

(評定の時期)

第5条 評定は、評定者である監督員にあつては工事が完成したとき、評定者である検査員にあつては完成検査及び出来形検査を完了したときに行う。

(評定表の提出)

第6条 評定者である監督員は、評定を行ったときは、遅滞なく工事を担当した課の課長に評定表を提出しなければならない。

2 工事を担当した課の課長は、検査要綱第3条第1項に規定する検査を受けたときに、工事成績の評定を契約監理課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

3 評定者である検査員は、評定を行ったときは、遅滞なく課長に評定表を提出しなければならない。

(評価の基準)

第7条 評定の基準は、評定表の評定点合計により、次のとおりとする。

- (1) 特に優秀 90点以上100点以下
- (2) 優 秀 80点以上90点未満
- (3) 良 好 70点以上80点未満
- (4) 普 通 60点以上70点未満
- (5) やや不良 50点以上60点未満
- (6) 不 良 50点未満

(評定の結果等の通知)

第8条 契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、当該工事の請負者に対して、工事成績評定通知書(様式第1号)により評定の結果を通知するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の通知をした後、評定を修正する必要があると認めたときは、評定の修正を行い、その結果を工事成績修正評定通知書(様式第2号)により当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前条に規定する通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に契約担当者に対し書面により評価の内容について説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、前項の規定により説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書(様式第3号)により回答するものとする。この場合において、契約担当者は、必要と認めるときは、工事成績評定評価委員会設置要綱(平成14年4月1日施行)に定める工事成績評定評価委員会の意見を聴くものとする。

(評定の結果等の公表)

第10条 契約担当者は、第8条の規定による通知(以下「評定通知」という。)に記載した事項を公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、工事成績評定通知書(第8条第2項の規定による通知を行った場合にあつては、工事成績修正評定通知書)の写しを閲覧に供する方法により行うものとし、当該閲覧に供する場所は、契約監理課及び情報公開室とする。
- 3 前項の閲覧は、原則として評定通知を行った日の属する月の翌月から開始し、当該評定通知に係る工事の完成検査を行った日の属する年度の翌年度の末日をもって終了する。

(帳簿の整備)

第11条 契約担当者は、工事成績の評定について経過を明らかにするため、評定表その他必要な書類を整備しておかなければならない。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年7月1日から施行し、改正後の第10条の規定は、平成25年4

月 1 日以後に完成検査を行った工事について適用する。

(経過措置)

2 平成 25 年 4 月 1 日からこの告示の施行の日の前日までに完成検査を行った工事に係る改正後の第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「評定通知を行った日の属する月の翌月」とあるのは、「評定通知を行った日の属する月の翌月（当該月が平成 26 年 6 月以前である場合にあっては、平成 26 年 7 月）」とする。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。